**○内閣府
防衛省令第一号**

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第十六条第三項及び沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令（昭和五十二年政令第二百六十号）第十一条の規定に基づき、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉
防衛大臣　岸　信夫

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する命令

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行規則（昭和五十二年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
様式第二号（第十条関係）	様式第二号（第十条関係）
裁決申請書 裁決申請者　住所（ふりがな） 氏名 相手方　住所（ふりがな） 氏名	裁決申請書 裁決申請者　住所（ふりがな） 氏名 相手方　住所（ふりがな） 氏名
沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法第16条第１項の規定による損失の補償について、同条第２項の規定による協議が成立しないので、同条第３項の規定により、下記のとおり裁決を申請します。 記 １　損失の事実 ２　損失の補償の見積り及びその内訳 ３　協議の経過 年　月　日 裁決申請者　住所 氏名 収用委員会御中	沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法第16条第１項の規定による損失の補償について、同条第２項の規定による協議が成立しないので、同条第３項の規定により、下記のとおり裁決を申請します。 記 １　損失の事実 ２　損失の補償の見積り及びその内訳 ３　協議の経過 年　月　日 裁決申請者　住所 氏名　㊞ 収用委員会御中
備考１　裁決申請者が２人以上の場合は、連名で申請することができる。 ２　「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。 ３　「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。 ４　「協議の経過」については、経過の説明の外に、協議が成立しない事情を明らかにすること。	備考１　裁決申請者が２人以上の場合は、連名で申請することができる。 ２　「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。 ３　「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。 ４　「協議の経過」については、経過の説明の外に、協議が成立しない事情を明らかにすること。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。